

平成27年第 3 回定例会

(第 4 日)

平成27年 9 月 18 日

平成27年第3回平川市議会定例会議事日程（第4号） 平成27年9月18日（金）
午前10時00分開議

- 第1 議案第 86 号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第 87 号 平川市税条例等の一部を改正する条例案
議案第 90 号 津軽広域連合規約の一部変更について
議案第 92 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
議案第 93 号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第 94 号 東部辺地総合整備計画の策定について
議案第 95 号 財産区有財産の無償譲渡について
議案第 96 号 平成 27 年度平川市一般会計補正予算案（第 3 号）
議案第 104 号 平成 27 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案（第 1 号）
- 第2 議案第 101 号 平成 27 年度平川市簡易水道特別会計補正予算案（第 2 号）
議案第 102 号 平成 27 年度平川市水道事業会計補正予算案（第 1 号）
議案第 103 号 平成 27 年度平川市下水道事業会計補正予算案（第 1 号）
請願第 5 号 T P P 日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願
請願第 6 号 米価暴落対策の意見書を求める請願
- 第3 議案第 88 号 平川市手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 89 号 平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案
議案第 91 号 弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び弘前地区環境整備事務組合同規約の変更について
議案第 97 号 平成 27 年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）
議案第 98 号 平成 27 年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）
議案第 99 号 平成 27 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第 2 号）
議案第 100 号 平成 27 年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第 1 号）
- 第4 議案第 105 号 平成 26 年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 106 号 平成 26 年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 107 号 平成 26 年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 108 号 平成 26 年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 109 号 平成 26 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 110 号 平成 26 年度平川市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 111 号 平成 26 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 112 号 平成 26 年度平川市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 113 号 平成 26 年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 114 号 平成 26 年度平川市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 115 号 平成 26 年度平川市広船財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 116 号 平成 26 年度平川市小和森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 117 号 平成 26 年度平川市大坊財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 118 号 平成 26 年度平川市石郷財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 119 号 平成 26 年度平川市柏木町財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 120 号 平成 26 年度平川市大字大光寺財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 121 号 平成 26 年度平川市平田森財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 122 号 平成 26 年度平川市新館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 123 号 平成 26 年度平川市沖館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 124 号 平成 26 年度平川市葛川財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 125 号 平成 26 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 126 号 平成 26 年度平川市原田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 127 号 平成 26 年度平川市岩館財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 128 号 平成 26 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定について

- 第 5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	会計管理者	工藤 裕子
副市長	古川 洋文	農業委員会事務局長	須藤 俊弘
総務部長	鳴海 和正	選挙管理委員会事務局長	對馬 一俊
企画財政部長	芳賀 秀寿	平川診療所事務長	内山 勝徳
市民生活部長	須藤 秀人	碓ヶ関診療所事務長	鈴木 浩
健康福祉部長	松井 靖子	監査委員事務局長	小山内 功治
経済部長	齋藤 久世志	教育委員会委員長	内山 浩子
建設部長	櫻庭 正紀	教育長	柴田 正人
水道部長	今 英明	農業委員会会長	古川 寛三
尾上総合支所長	原田 耕一	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長	工藤 久富	代表監査委員	古川 敏明
教育委員会事務局長	小林 留美子	—	—

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	古川 章人	主事	石岡 奈々子
主幹兼議事係長	浅原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、はじめに、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した、議案第86号、議案第87号、議案第90号、議案第92号から議案第96号、議案第104号の9件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長登壇願います。

12番、大川議員。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長(大川登議員)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月4日の本会議において付託された議案審査のため、9月8日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に有馬広訓を採用いたしました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件、補正予算案2件、その他案件5件、計9件でございます。

なお、各議案とも提案理由については、本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第86号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、情報漏えいの危険性について質問があり、総務部長より、国や地方公共団体とはネットワークでつながる予定ではあるが、一般のインターネット回線等とは切り離すため、情報漏えいすることはないという旨の答弁がありました。

また、情報漏えいした場合の責任の取り方、その所在についての質問があり、市長より、本市において情報漏えいした場合の最終的な責任は

市長にあり、情報漏えいを防ぐために厳格な対策を講ずる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号平川市税条例等の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、事業費の増額と財源について質問があり、土木課長より、深沢橋について調査した結果、橋の表面処理の補修が必要となったため、事業費が916万円増額となり、特定財源追加と辺地対策事業債の内容が変更になったという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号東部辺地総合整備計画の策定についてを議題としました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号財産区有財産の無償譲渡についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第3号）を議題としました。

これに対し委員より、新庁舎オフィス環境整備業務委託料について質問があり、総務部長より、新庁舎建設に向けて快適で機能的なオフィス環境を整備し、市民サービスと事務効率の向上につなげることを目的とした調査業務であるという旨の答弁がありました。

また、道路維持費の廃棄物処理等委託料について質問があり、土木課長より、二つの橋の橋梁補修工事において、剥離する塗膜にポリ塩化ビ

フェニルという有害物質が含まれていることから、焼却処分の委託料が必要であるという旨の答弁がありました。

また、人事異動に伴う人件費の増減額等について質問があり、総務部長より、当初予算決定後に人事異動があるため各課の人件費が変動することと、職員数の減少によるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号平成27年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題としました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、総務企画常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成27年9月18日、総務企画常任委員会委員長、大川 登。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

議案第86号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第86号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立多数です。

よって議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第87号平川市税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第87号平川市税条例等の一部を改正する条例案について採決します。
- 議長 委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
よって議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第90号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第90号津軽広域連合規約の一部変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第92号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第92号定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議案第93号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第93号久吉辺地総合整備計画の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第94号東部辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第94号東部辺地総合整備計画の策定について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第95号財産区有財産の無償譲渡についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第95号財産区有財産の無償譲渡について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第96号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第3号）を議題と

- します。
- 議長 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第96号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第3号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第104号平成27年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第104号平成27年度平川市吹上・高畑財産区一般会計補正予算案（第1号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。
建設経済常任委員会に付託した議案第101号から議案第103号、請願第5号、請願第6号の合計5件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長登壇願います。
13番、小野議員。
（建設経済常任委員会委員長登壇）
- 建設経済常任委員会委員長（小野敬子議員） 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。
当委員会は、去る9月4日の本会議において付託された議案審査のた

め、9月8日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には船水靖彦を採用しました。

当委員会に付託された議案は、補正予算案3件、請願2件、計5件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第101号平成27年度平川市簡易水道特別会計補正予算案（第2号）を議題としました。

これに対し委員より、予算減額の理由について質問があり、葛川支所長より、工事費の減額によるものである旨の答弁がありました。

また、葛川地区の簡易水道の箇所数についての質問があり、葛川支所長より、葛川簡易水道事業と小国簡易水道事業の二つである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

これに対し委員より、加入率及び滞納額について質問があり、水道部長より、加入率は92.4%、滞納額は平成27年3月31日現在で1,373万3,496円でありましたが、7月末現在では約695万円となっている旨の答弁がありました。

また、人件費が減額となった理由についての質問があり、水道部長より、職員数は同じだが人件費調整分が減額となったためである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号T P P日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願を議題といたしました。

特に意見もなく、挙手により採決をしたところ、挙手少数で不採択と決しました。

次に、請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願を議題といたしました。

これに対し委員より、前回の議会で不採択となった請願をなぜ今回も

提出するのかが疑問であるとの意見がありました。

また、米の生産費よりも米の概算額が低いことで、米農家の方々から農家を続ける気力を失ったなどの落胆の声が多く聞こえており、さらに米の生産調整の廃止やT P Pなどにより安心して米の生産ができなくなることから、米の需要と価格の安定を求めるために意見書を国に提出したいとの意見がありました。

おおむね、以上の意見を経て、挙手により採決をしたところ、挙手少数で不採択と決しました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成27年9月18日、建設経済常任委員会委員長、小野敬子。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第101号平成27年度平川市簡易水道特別会計補正予算案(第2号)を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第101号平成27年度平川市簡易水道特別会計補正予算案(第2号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第102号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案(第1号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第102号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案(第1号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

○議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第103号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第103号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案（第1号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第5号T P P日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

請願第5号T P P日米協議の合意内容を明らかにし、国会決議に違反する合意の撤回を求める請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第5号を、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長

起立少数です。

よって請願第5号は、不採択と決定されました。

請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第6号を、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立少数です。

よって請願第6号は、不採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した、議案第88号、議案第89号、議案第91号、議案第97号から議案第100号の合計7件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長登壇願います。

20番、齋藤英仁議員。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(齋藤英仁議員)

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月4日の本会議において付託された議案審査のため、9月8日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には佐々木 完を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、条例案1件、一部事務組合の事務及び規約の変更案1件、補正予算案4件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略をいたしました。

以下、その審査の内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第88号平川市手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、通知カードと個人番号カードの内容、今回の条例改正の概要についての質問があり、市民生活部長より、通知カードは番号法により国民一人ひとりに付された個人番号をお知らせするカードであり、個人番号カードは申請により交付され、個人番号に加え顔写真が入り、身分証明書として使用可能なカードであること、初回は無料で交付され、今回の条例改正はこれらのカードの再交付手数料を定めたものである旨の答弁がありました。

また、個人番号カードを持つことのメリットについての質問があり、市民生活部長より、今後さまざまな場面でサービスが受けられるように

なってくる旨の答弁がありました。

そのほか、なりすまし問題の対策について質問があり、市民生活部長より、カードを交付する際に本人確認を厳正に行う旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、健康教養レベルを高めるために市が行っている取り組みについて質問があり、健康福祉部長より、健康なひとづくり事業として、健康づくりに必要な知識の習得と自主的な健康づくりができるような事業の実施、そのほか健康教育の事業、早期からの健康教育として小学校において健康教育モデル事業が実施される旨の答弁がありました。

また、議会と市側の業務遂行との関係について、今回の条例が審議される前に、健康づくり宣言市民大会の開催通知を出すことは順序が違うのではないかとの質問があり、健康福祉部長より、まず健康づくり宣言をするにあたり、条例があつたほうがよいのではないかとのことから、同時進行ではありますが本条例案を提案する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び弘前地区環境整備事務組合規約の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、今回の事務及び規約の変更案の概要と弘前地区環境整備事務組合におけるし尿処理施設の処理量について質問があり、市民生活部長より、同組合で設置運営しているし尿処理施設を老朽化により建て替えることとなり、黒石地区を含め広域で新しい施設を建設し、建設後の管理運営業務を津軽広域連合へ移管することになったため、同組合の規約中、し尿処理施設に関する仕事の文言を除くことになったこと、同組合で取り扱っているし尿処理量は平成25年度は1万4,303キロリットル、平成26年度は1万2,150キロリットルで15.1%の減であり、平川市も前年比4.9%の減であった旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第

2号)を議題といたしました。

これに対し委員より、第1号被保険者保険料の特別徴収分が減額となったことから、階層別の人数などについて質問があり、健康福祉部長より、今回の減額分は所得階層9段階あるうちの一番低い所得階層の保険料の分であり、人数は2,208人分、年額にして3,801円である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第2号)を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第1号)を議題といたしました。

これに対し委員より、平賀、尾上学校給食センターの職員の配置状況について質問があり、教育委員会事務局長より、平賀学校給食センターは所長1名、係長1名、県費負担の栄養教諭1名、栄養職員1名、運転員兼調理員が2名、調理員が2名、パート職員で運転員兼調理員が4名、調理員が12名の計24名で、尾上学校給食センターは所長が平賀学校給食センターと兼務、所長補佐1名、係長1名、県費負担の栄養職員1名、運転員兼調理員1名、調理員4名、パート職員でボイラー技士1名、調理員1名の計11名で構成されている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成27年9月18日、教育民生常任委員会委員長、齋藤英仁。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第88号平川市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第88号平川市手数料条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

- 議長 本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
異議がありますので、この採決は起立により採決します。
○議長 本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
起立多数です。
よって議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第89号平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案を議題としま
す。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長 討論を終わります。
議案第89号平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例案について採決
します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長 異議なしと認めます。
よって議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第91号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び
弘前地区環境整備事務組合規約の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長 討論を終わります。
議案第91号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更及び
弘前地区環境整備事務組合規約の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長 異議なしと認めます。
よって議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第97号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1
号）を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第97号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第98号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第2号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第98号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第2号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第99号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第2号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第99号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第2号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第100号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第100号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第1号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。
(「休憩」と呼ぶ者あり)
- 議長 続けたいと思います。御協力をお願いします。
日程第4、決算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。
決算特別委員会に付託した、議案第105号から議案第128号までの合計24件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
決算特別委員長登壇願います。
18番、田中議員。
(決算特別委員会委員長登壇)
- 決算特別委員会
委員長(田中友彦
議員) 本定例会において、決算特別委員会に付託されました議案24件について、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。
9月4日、議員全員をもって決算特別委員会が組織され、不肖私が委員長に、副委員長には葛西清仁委員が選任され、9月14日から16日の3日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。
議員全員による特別委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。
議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第106号平成26年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、この3件については反対討論がありましたので、起立採決の結果、起立多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。
議案第108号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第112号平成26年度平川市簡易水道特別会計歳入

歳出決算認定についてまでの5件については、異議がなく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第113号平成26年度平川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定については、異議がなく、原案のとおり可決すべきものと及び認定すべきものと決しました。

議案第114号平成26年度平川市下水道事業会計決算認定についてから議案第128号平成26年度平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまでの15件については、異議がなく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会の報告を終わります。

平成27年9月18日、決算特別委員会委員長、田中友彦。

(決算特別委員会委員長降壇)

○議長

決算特別委員長の報告は終わりました。

決算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

平成26年度平川市一般会計は、歳入総額180億3,217万5,000円、歳出総額176億3,936万円、実質収支額2億3,605万2,000円となり、そのうち基金繰入額が2億円の決算となっています。

平成26年度国の地方財政計画は、消費税増税で落ち込む景気下支えのための補正予算とあわせ15カ月予算として編成されており、平川市にいたっては、平成25年度末から長尾市長が市政運営を担当することになり、26年度当初予算は義務的経費や経常経費を中心とした骨格予算、6月補正では政策的経費や新規事業などを中心に肉付け予算が組まれた年度であります。

平成26年度決算の最大の特徴は、社会保障・税一体改革にも基づく消費税増税と本格的社会保障改悪にかかわるそれらが反映されている決算ともなっています。

反対の理由は、マイナンバー制導入に関するものや、子ども子育て支援新システム移行に関する財源、児童扶養手当の削減や生活保護受給に対する厳しい取り組みなど、国の政策にかかわるものが数多く入っていることです。

また、反対の大きなものは、総合運動場整備事業費の総合運動施設修

正設計委託料469万8,000円は、やり方や説明など到底納得いくものではなく、これまでも議会で指摘をしてきた問われる決算と認定させていただきます。

さらに決算審査において、市税や保育料滞納状況に接し、生活給でもある給料等にも厳しい差し押さえの実態があることがわかりました。市民の窮地に追い込まれている実態に対しては、慎重に今後とも接していただきたいものと意見を申し添えます。

職員の努力で評価する事項も多々ありますが、これは賛成討論で出てくるかと思いますので省略をいたしますが、基金繰入額の2億円を使い、市民の暮らしに根ざした施策に使っていただくことを申し述べて、議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定に対し反対をいたします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、3番、福士 稔議員の賛成討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

3番、福士議員。

○3番

(福士 稔議員)

それでは、私のほうから賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

齋藤議員におかれましては、細部まで御質問されましたが、私自身新人でもあり、大分類とは言いませんけれども大きな区分を持って賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

齋藤議員がさっきも述べましたが、今回の一般会計の決算であります。長尾市政となって実質初めての決算審査となりました。その結果から申し上げますと、一般会計の歳入総額が先ほど言われましたように180億3,217万5,000円、歳出総額が176億3,936万円で翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額が2億3,605万2,000円であり、うち2億円を財政調整基金に組み入れております。

その内容としましては、長尾市長の肝入りである子育て支援策をはじめ、それら福祉関係の扶助費に34億8,700万円を支出をしているにもかかわらず、一方では防災無線施設整備事業やおのえスポーツセンター多目的広場整備事業、また古懸不動野線道路改築事業など普通建設事業費が20億円を超えることとなり、市民生活の環境整備を促進するとともに地域経済の活性化には寄与しているものと、私は高く評価できるものと思っております。

さらに、一昨年、平成25年9月に発生した台風18号の被害をまとめました災害復旧に対し、その復旧事業費として6億3,000万円ほどの事業執行がなされ、一刻も早く生産基盤の回復が実現できたことに、まことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、常に財政規律を意識した取り組みとして、1億9,500万円の繰り

上げ償還を実施されたほか、随所に財政健全化に向けた取り組みが実現できましたことは、市当局並びに市民各位の努力の賜物だと思います。

私は、何の決算でも100%の成果というのにはあり得ないと思いますけれども、今後とも健全な財政運営を期待するとともに、あわせて市民の幸せに一層邁進していただきますようお願いをしまして、平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定に賛成をするものであります。

最後に、今現在、市長が行っております地域懇談会を踏まえ、今後とも市民目線で新しい平川市の繁栄に取り組んでいただきますよう、さらにお願いを申し上げます。以上で私の賛成討論を終わります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第105号平成26年度平川市一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は認定すべきであります。

この採決は起立により採決します。

本案を、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第105号は、認定することに決定されました。

議案第106号平成26年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第106号平成26年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

歳入総額41億5,070万8,000円、歳出総額41億892万8,000円、基金繰入額が4,100万円という決算となっています。

平成26年度平川市は国民健康保険税条例の一部を改正し、所得割額を7.6%から8.2%へと0.6%引き上げ、均等割額を2万円から2万3,800円へと3,800円の引き上げ、全体で3,600万円の引き上げを行いました。

均等割額変更に伴い、7割、5割、2割軽減の軽減額も変更されましたが、被保険者数の減少や被保険者数の高齢化や所得の減少など、また低所得層が多い実態などさまざまな問題を抱えています。

滞納世帯数が減らない現状、短期被保険者証の発行、資格証明書の発行が絶えない現状から、国保税は被保険者の担税能力をはるかに超えるものとなっていることは明らかです。

破綻状態の国保会計の運営に対する担当課の御努力は認めますが、本

来の社会保障制度から逸脱した制度となっているいま、さらに国がこの会計に關与し、国民の社会保障を確立しなければならないと考えています。

よって、議案第106号平成26年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、12番、大川 登議員の賛成討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

12番、大川議員。

○12番

(大川 登議員)

議案第106号平成26年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

平成26年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入においては財政調整基金の残高見込みが厳しい状況になったことから、税率改正により保険税を4.6%増税しましたが、一方では、地方単独事業の医療費助成事業に係る国庫負担金の減額分を新たに一般会計から繰り入れるなど、財政運営の健全化を図る措置を講じ、その経営努力が認められます。また、収納率においても、依然として県内の市町村のなかでは高い数字を確保しております。

確かに国保は、国民皆保険制度のなかでは一番負担の重い保険税になっていることは認めます。だからといって厳しい財政のなか、やみ雲に反対するのではなく、国の情勢を見守っていくことが賢明と思われれます。市民生活部長が言われたとおり、26年度の収支は診療報酬などが減り、黒字となっております。27年度も適正に推移されているというお話をされております。

今後も、被保険者が安心して給付が受けられ、保健事業が適正に実施されるよう、国保事業の健全運営が図られることを要望して、賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第106号平成26年度平川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は認定すべきであります。

この採決は起立により採決します。

本案を、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第106号は、認定することに決定されました。

議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

17番、齋藤律子議員。

○17番
(齋藤律子議員)

議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

26年度の平川市介護保険特別会計は、歳入総額36億9,311万3,000円、歳出総額36億1,647万9,000円、実質収支額とも7,663万円となり、介護保険特別会計史上はじめて基金繰入額7,600万円を残すことができた決算となっています。

団塊の世代が次々第1号被保険者となり、前年度比で231人、2.4%の増となり、歳入の介護保険料は増えてはいますが、歳出では構成比の92.8%を占める保険給付費が前年度より1.6%の増で、第5期介護保険事業計画の最終年度である平成26年度は、計画額を2,187万9,128円を超える内容となっていることが、監査委員の審査意見書でも指摘をされているところです。

介護保険特別会計の今後が危惧されます平成26年度は、第6期介護保険事業計画に向けた国の大改悪の介護外しの受皿づくりとなる内容が組み込まれており、公債費の財政安定化基金の償還を繰り返す介護保険特別会計は、自治体の運営努力では解決できない制度疲労をきたしていると言わざるを得ません。

高すぎる保険料や、誰もが安心して介護サービスが受けられない状況になっていることなど考察し、議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、9番、石田昭弘議員の賛成討論の発言を許します。

討論は自席でお願いします。

9番、石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成26年度の介護保険特別会計決算は、高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加するなか、高齢者が安心して暮らせるために必要な介護サービスを提供するため、保険料収入の確保、適正な介護給付費の執行、また積極的な介護予防の取り組みなど、健全な財政運営のための努力が認められます。

第5期介護保険事業計画で見込んだ、平成24年度から平成26年度までの計画額を総括しますと、介護給付費適正化事業及び地域支援事業において行なわれた介護予防事業などの積極的な展開により、おおむね保険給付額は計画額の範囲に収まっており、このことは市の展開する施策が少しずつ成果を上げてきていると考えるものであります。

よって、本会計の決算の認定の件については、適正な予算執行が行われたものと評価し、賛成いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。討論を終わります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第107号平成26年度平川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

委員長報告は認定すべきであります。

この採決は起立により採決します。

本案を、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第107号は、認定することに決定されました。

次に、議案第108号平成26年度平川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第128号平川市碓ヶ関財産区一般会計歳入歳出決算認定についてまでの21件について、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第128号の21件について、一括議題といたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第108号から議案第128号の21件を一括採決いたします。

議案第108号から議案第128号の21件を委員長報告のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第128号の21件は、委員長報告のとおりとすることに決定されました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

はじめに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

○議長

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思えます。

以上で、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成27年第3回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時12分 閉議及び閉会